平成２９年（フ）第１４９４号
大阪府守口市八雲中町１丁目６番５号
破産者　前田　常也
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５６０号
大阪市平野区流町４丁目11番５－305号
破産者　村岡　　正
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６３９号
大阪市城東区鴫野東２丁目28番13号　豊田ハイツ　402、前住所大阪市城東区成育３丁目６番18―505号
破産者　九鬼　　治
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９１５号
大阪府東大阪市東石切町６丁目４番11―405号
破産者　南川　愼一
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２５号
神戸市東灘区御影本町２丁目７－13、開始決定時大阪府寝屋川市日新町１番１号
破産者　茶木　諭志
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９４９号
大阪市旭区大宮２丁目27番８号　ハイム大宮401
破産者　奥田　剛史
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９７９号
大阪府寝屋川市河北西町26番８－204号、前住所京都市南区上鳥羽角田町76番地ラティス上鳥羽305号室
破産者　松森美代子（旧姓芦澤・伊藤）
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２００７号
大阪市淀川区三津屋中３丁目８番23号
破産者　浦田　文子
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０１８号
大阪市生野区巽南５丁目17番６－707号
破産者　大都建設こと　竹﨑　政弘
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１２２号
大阪府八尾市東山本新町４丁目４番25―106号
破産者　エステティックサロンカレンこと　高田智恵美
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２６号
堺市東区菩提町３丁39番地75
破産者　安田　勝秋
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４１６号
大阪府南河内郡河南町大字下河内267番地甲
破産者　稲川　一也
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２２号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番236号
破産者　近藤　卓弥
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
神奈川県川崎市中原区上小田中２丁目21－１コーポ秋山8102号室、申立時の住所神戸市東灘区田中町３丁目13番17―202号
破産者　東　　絵美（旧姓若林）
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５０号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目14―29、住民票上の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地K棟404号
破産者　仲野　俊哉
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６５２号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目24番地の１　レオパレスディジーヴィラⅡ　101
破産者　住本　芳範
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1215号
破産者　住本　誠一
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０５号
兵庫県伊丹市北河原４丁目１番18―302号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号　ハウディ尼崎310号（開始決定時の住民票上の住所）兵庫県伊丹市伊丹１丁目６番２―401号
破産者　善塔太一朗（旧姓島谷・小松）
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係